

長野県岡谷東高等学校創立100周年記念事業実行委員会規約

(名称及び事務局)

第1条 本委員会は、長野県岡谷東高等学校創立100周年記念事業実行委員会と称し、事務局を長野県岡谷東高等学校内（岡谷市南宮二丁目1番17）におく。

(目的)

第2条 本委員会は、長野県岡谷東高等学校創立100周年記念事業及び記念行事（以下「記念事業等」という。）を企画・推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本委員会は次の事業を行う。

- (1) 記念事業等の策定・実行
- (2) 資金の調達

(委員会の構成)

第4条 本委員会は、長野県岡谷東高等学校同窓会、長野県岡谷東高等学校PTA及び長野県岡谷東高等学校教職員よりそれぞれ選出されたものをもって委員会を構成する。

(役員)

第5条 本委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 4名
- (3) 委員 若干名
- (4) 顧問 4名
- (5) 会計監事 4名

(役員の仕事)

第6条 本委員会の役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 委員長は、会務を総括し、本委員会を代表する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその仕事を代行する。
- (3) 委員は、必要に応じて、会務を分掌する。
- (4) 顧問は、委員長が委嘱し、本委員会の運営に対し意見を述べるができる。
- (5) 会計監事は、本委員会の会計を監査する。

(常任委員会)

第 7 条 本委員会は、委員長、副委員長及び委員による常任委員会を置き、委員長が招集する。常任委員会は目的を遂行する上での実務的な決定を行なう。

(役員総会)

第 8 条 本委員会は、常任委員及び顧問による役員総会を置き、委員長が招集する。役員総会は役員承認、規約改定、事業概要、会計監査報告その他重要事項に関する決定を行なう。

(係)

第 9 条 常任委員会に当面次の係を置き、委員より選出する。また、必要に応じて新たに係をおくことができる。

(1) 会 計 2 名

(2) 事 務 局 4 名

(部会)

第 10 条 本委員会に当面次の部会を置き、部会長には常任委員を当てる。部会は部会長が招集する。また、必要に応じて新たに部会を置く事ができる。

(1) 総務部会 事業全般に関する企画推進に関する事項を所管する。(募金・記念品等も含む)

(2) 式典部会 記念式典、講演会及び祝賀会等に関する事項を所管する。

(3) 記念誌部会 記念誌に関する事項を所管する。

(4) 広報部会 広報及び記録に関する事項を所管する。

(役員及び係の任期)

第 11 条 本委員会役員及び係の任期は、本会の目的を達成するまでの期間とする。補充による役員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会計)

第 12 条 本委員会の運営に要する経費は、本委員会の予算並びに寄付金その他の収入をもって充てる。本委員会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

附 則

この規約は、平成 21 年 10 月 20 日から施行する。